

様式1:個別事業妥当性評価(個票)

1.事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名	市堀川	(7) 施策目標	3.海や川で自然と親しむことのできる環境の創出
(2) 施工場所	和歌山市湊本町三丁目～新雑賀町	(8) 事業の狙い	治水上の安全・安心に寄与するとともに、人々が憩い水に親しむ空間の整備等を行うことにより、水辺の利活用を促進し、地域活性化を図る。
(3) 事業名	総合流域防災事業		
(4) 担当部課	県土整備部 河川課	(9) ために用いた主な指標(※1)	[指標名] 周辺地域の常住・昼間人口 [指標値、現象] 17,205人
(5) 総事業費	1,450 百万円		
(6) 事業期間	R6～R10(予定)		

2.事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	① 事業内容の組み合わせ	[主な事業内容] 親水護岸の整備 [他の事業内容] 河川管理用通路の整備及び修景	[主な事業内容] [他の事業内容]
	② 主要な事業内容の位置・ルート	和歌山市湊本町三丁目～新雑賀町	
	③ 主要な事業内容の規模	延長 L=約2,100m	
(2) 施策目標への貢献度	① 貢献度指標への効果	[指標名] 面積当たり想定利用者数 [効果の大きさ]	[指標名] [効果の大きさ]
	② 効果発現のポイント	親水護岸の整備により、市民や観光客の水辺の憩いの場としての利活用の促進を図る	
(3) 副次効果	① 主な副次効果		
	② 効果発現のポイント		
事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
	<input checked="" type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	市堀川かわまちづくり計画において、親水護岸の整備を位置付けている。
		主な事業内容の規模の妥当性	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(※1)との関係から説明) 「市堀川かわまちづくり協議会」やワーキングを設置し、今後の利活用の方向性や具体的な手法について検討しており、妥当。
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	<input type="checkbox"/> 事業内容の組み合わせ	
		<input type="checkbox"/> 主な事業内容の位置・ルート	
<input type="checkbox"/> 代替案あり	<input type="checkbox"/> 主な事業内容の規模	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(※1)との関係から説明)	

3.経済効率面の妥当性

(1) 費用便益分析	① 便益	<input checked="" type="checkbox"/> 分析対象	[現在価値合計]	7,825 千円
		<input type="checkbox"/> 分析対象外	[主な内訳]	
		・ 総便益(現在価値)	7,687 千円	
		・ 残存価値	138 千円	
		・	千円	
	② 費用	[現在価値合計]	1,392 千円	
	③ 分析結果	[費用便益比] 5.62	[純現在価値] 6,433 千円	
	④ 分析結果に関する特記事項			
	⑤ 参考資料名			
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当			

4. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない	<input type="checkbox"/> 影響事項あり	<input checked="" type="checkbox"/> 影響事項なし	
(2) 対処方法	① 工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	② その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当			

5. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input checked="" type="checkbox"/> 県のみが実施主体の事業	
(2) 県の実施することの理由	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入) 河川法第9条第2項により、県事業となっている。
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	

6. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input checked="" type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	地元自治会、和歌山市等で構成される「市堀川かわまちづくり協議会」を設立しており、協力体制が整っている。
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整))
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	

7. 実施妥当性の総合評価

評価結果	判定	検討事項又は条件
評価結果	<input type="checkbox"/> 再検討	
	<input type="checkbox"/> 妥当(条件付き)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	
総合所見	当該箇所は、民間事業者により水辺を含むまちなかでイベント等が実施されているが、河川管理用通路の未整備の区間があることによる回遊導線の分断や、水辺に近づきにくい護岸形状等により使いづらい構造となっている。民間事業者から水辺の利活用の要望が強く、中心市街地の賑わい向上に資するため、総合的にみて妥当と判断。	

様式1:個別事業妥当性評価(個票)

1.事業の概要

(1) 地区・箇所・路線名	日高川	(7) 施策目標	3.海や川で自然と親しむことのできる環境の創出
(2) 施工場所	御坊市野口～藤田町藤井	(8) 事業の狙い	治水上の安全・安心に寄与するとともに、人々が憩い水に親しむ空間の整備等を行うことにより、水辺の利活用を促進し、地域活性化を図る。
(3) 事業名	総合流域防災事業		
(4) 担当部課	県土整備部 河川課	(9) ために用いた主な指標(※1)	[指標名] 周辺地域の常住・昼間人口 [指標値、現象] 2,123人
(5) 総事業費	1,071 百万円		
(6) 事業期間	R6～R10(予定)		

2.事業内容の妥当性

		代替案との比較	
		当該事業案	主な代替案
(1) 事業内容	① 事業内容の組み合わせ	[主な事業内容] 親水護岸、高水護岸の整備 [他の事業内容] 階段護岸、河川管理用通路の整備 河川内整地	[主な事業内容] [他の事業内容]
	② 主要な事業内容の位置・ルート	御坊市野口～藤田町藤井	
	③ 主要な事業内容の規模	延長 L=約900m	
(2) 施策目標への貢献度	① 貢献度指標への効果	[指標名] 面積当たり想定利用者数 [効果の大きさ]	[指標名] [効果の大きさ]
	② 効果発現のポイント	親水護岸等を整備し、日常的に市民や観光客が水辺の憩いの場としての利活用の促進を図る	
(3) 副次効果	① 主な副次効果		
	② 効果発現のポイント		
事業内容の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	検討事項の内容	
	<input checked="" type="checkbox"/> 代替案なし	代替案と比較検討していない理由	日高川かわまちづくり計画において、親水護岸の整備等を位置付けている。
		主な事業内容の規模の妥当性	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(※1)との関係から説明) 「日高川かわまちづくり協議会」やワーキングを設置し、今後の利活用の方向性や具体的な手法について検討しており、妥当。
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	<input type="checkbox"/> 事業内容の組み合わせ	
		<input type="checkbox"/> 主な事業内容の位置・ルート	
<input type="checkbox"/> 代替案あり	<input type="checkbox"/> 主な事業内容の規模	(特に、事業の必要性を検討するために用いた主な指標(※1)との関係から説明)	

3.経済効率面の妥当性

(1) 費用便益分析	① 便益	<input checked="" type="checkbox"/> 分析対象	[現在価値合計]	15,600 千円
		<input type="checkbox"/> 分析対象外	[主な内訳]	
			・ 総便益(現在価値)	15,599 千円
			・ 残存価値	1 千円
			・	千円
	② 費用		[現在価値合計]	1,002 千円
	③ 分析結果		[費用便益比] 15.57	[純現在価値] 14,598 千円
	④ 分析結果に関する特記事項			
	⑤ 参考資料名			
経済効率面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり		(検討事項ありの場合、その内容を記入)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当			

4. 環境的側面の妥当性

		生活環境への影響	生態系への影響	その他環境への影響
(1) 環境への影響	<input type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業である	(環境影響評価の対象事業、又は対象事業でなくても影響のある場合は、懸念される影響を記入)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 環境影響評価の対象事業でない	<input type="checkbox"/> 影響事項あり	<input checked="" type="checkbox"/> 影響事項なし	
(2) 対処方法	① 工法・施工方法等による配慮	(上記影響への工法・施工方法による工夫を記入)		
	② その他の方法による配慮	(上記影響へのその他の方法による工夫を記入)		
環境的側面の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当			

5. 県が実施することの妥当性

		県が実施する理由
(1) 事業形態	<input type="checkbox"/> 他の事業主体との共同事業	(他の事業主体との共同事業の場合、県の役割を記入)
	<input checked="" type="checkbox"/> 県のみが実施主体の事業	
(2) 県の実施することの理由	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入) 河川法第10条第1項により、県事業となっている。
	<input type="checkbox"/> 効果の及ぶ地理的範囲からみて県が実施するのが妥当	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
	<input type="checkbox"/> その他	(上記以外の理由を記入)
県が実施することの妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	(検討事項ありの場合、その内容を記入)
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	

6. 計画の熟度

(1) 地元協力	<input checked="" type="checkbox"/> 協力あり	(地元協力の内容等を記入)
	<input type="checkbox"/> 協力なし	地元自治会、御坊市等で構成される「日高川かわまちづくり協議会」を設立しており、協力体制が整っている。
(2) 事業調整の状況	<input type="checkbox"/> 事業調整の必要あり	(事業調整の状況を記入(自然公園、文化財、公園、他部門の法令等に係る調整))
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業調整の必要なし	
熟度の妥当性	<input type="checkbox"/> 検討事項あり	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	

7. 実施妥当性の総合評価

評価結果	判定	検討事項又は条件
	<input type="checkbox"/> 再検討	
	<input type="checkbox"/> 妥当(条件付き)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当	
総合所見	当該箇所周辺では「キャンプカーの聖地」と呼ばれ高水敷の利活用がされている。一方当該地区は同様のスペースがあるものの利活用がされていない。親水性に配慮した水辺空間や日常的に人々が憩う空間の整備等を行うことで、高水敷の利活用を促進し、地域の賑わい向上に資するため、総合的にみて妥当と判断。	